

令和2年度版 所得税法能力検定試験 過去問題集

「所得税法能力検定試験 2級 過去問題集」に下記の誤りがございました。

確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和2年11月13日現在

頁	行	誤	正																				
38	(文章部分) (下から) 2	<u>第96回 問題用紙 (第1問 5.)</u> 5. 寡夫とは、妻と死別し…合計所得金額が <u>基礎控除額</u> 以下の…であるものをいう。	<u>第96回 問題用紙 (第1問 5.)</u> 5. 寡夫とは、妻と死別し…合計所得金額が <u>48万円</u> 以下の…であるものをいう。																				
39	(資料表) (備考欄) 1	<u>第96回 問題用紙 (第2問 [資料] ウ 備考)</u> 貸倉庫に係る <u>令和元年</u> 12月分70,000円が未収となっている。	<u>第96回 問題用紙 (第2問 [資料] ウ 備考)</u> 貸倉庫に係る <u>令和2年</u> 12月分70,000円が未収となっている。																				
	(資料1) (損益計算書) (下から) 2	<u>第96回 問題用紙</u> <u>(第3問 [資料1] 損益計算書)</u> 【 科 目 】 【 金 額 】 当 年 利 益 <u>8,623,900</u>	<u>第96回 問題用紙</u> <u>(第3問 [資料1] 損益計算書)</u> 【 科 目 】 【 金 額 】 当 年 利 益 <u>8,623,910</u>																				
62	(語群) 4	<u>第98回 問題用紙 (第1問 語群)</u> タ. <u>50万円</u> チ. <u>55万円</u> ツ. <u>60万円</u> テ. <u>65万円</u>	<u>第98回 問題用紙 (第1問 語群)</u> タ. <u>60万円</u> チ. <u>65万円</u> ツ. <u>70万円</u> テ. <u>75万円</u>																				
99	(資料表) (備考欄) 1	<u>第101回 問題用紙 (第2問 [資料] ア 備考)</u> 貸マンションに係る <u>令和元年</u> 12月分80,000円が未収となっている。	<u>第101回 問題用紙 (第2問 [資料] ア 備考)</u> 貸マンションに係る <u>令和2年</u> 12月分80,000円が未収となっている。																				
110	(文章部分) (下から) 5	<u>第102回 問題用紙 (第1問 4.)</u> 4. 寡夫とは、妻と死別し…合計所得金額が <u>基礎控除額</u> 以下の…であるものをいう。	<u>第102回 問題用紙 (第1問 4.)</u> 4. 寡夫とは、妻と死別し…合計所得金額が <u>48万円</u> 以下の…であるものをいう。																				
122	(語群) 6	<u>第103回 問題用紙 (第1問 語群)</u> ヒ. <u>65万円</u>	<u>第103回 問題用紙 (第1問 語群)</u> ヒ. <u>75万円</u>																				
139	(題名除く) (空行除く) 18	<u>第96回 解説 (第1問 5. 寡夫の意義)</u> 寡夫とは…でない者のうち、合計所得金額が <u>基礎控除額</u> 以下の…であるものをいう。	<u>第96回 解説 (第1問 5. 寡夫の意義)</u> 寡夫とは…でない者のうち、合計所得金額が <u>48万円</u> 以下の…であるものをいう。																				
144	-	<u>第97回 標準解答 (第1問 d)</u> 第1問 (20点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>c</td><td>d</td><td>e</td><td></td></tr> <tr><td>…</td><td>ナ</td><td>キ</td><td>メ</td><td>…</td></tr> </table>		c	d	e		…	ナ	キ	メ	…	<u>第97回 標準解答 (第1問 d)</u> 第1問 (20点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>c</td><td>d</td><td>e</td><td></td></tr> <tr><td>…</td><td>ナ</td><td>ケ</td><td>メ</td><td>…</td></tr> </table>		c	d	e		…	ナ	ケ	メ	…
	c	d	e																				
…	ナ	キ	メ	…																			
	c	d	e																				
…	ナ	ケ	メ	…																			

149	(題名除く) (空行除く) 9	<u>第97回 解説</u> <u>(第1問 2. 同一生計配偶者の意義)</u> 同一生計配偶者とは、居住…のうち、合計所得金額が 38万円 以下である者をいう。	<u>第97回 解説</u> <u>(第1問 2. 同一生計配偶者の意義)</u> 同一生計配偶者とは、居住…のうち、合計所得金額が 48万円 以下である者をいう。																				
159	(題名除く) (空行除く) 14	<u>第98回 解説(第1問 4. 勤労学生の意義)</u> 学生等で、…もののうち、合計所得金額が 65万円 以下であり、…を勤労学生という。	<u>第98回 解説(第1問 4. 勤労学生の意義)</u> 学生等で、…もののうち、合計所得金額が 75万円 以下であり、…を勤労学生という。																				
184	-	<u>第101回 標準解答(第1問 h)</u> 第1問(20点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>g</td><td>h</td><td>i</td><td></td></tr> <tr><td>…</td><td>ネ</td><td>オ</td><td>イ</td><td>…</td></tr> </table>		g	h	i		…	ネ	オ	イ	…	<u>第101回 標準解答(第1問 h)</u> 第1問(20点) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td></td><td>g</td><td>h</td><td>i</td><td></td></tr> <tr><td>…</td><td>ネ</td><td>カ</td><td>イ</td><td>…</td></tr> </table>		g	h	i		…	ネ	カ	イ	…
	g	h	i																				
…	ネ	オ	イ	…																			
	g	h	i																				
…	ネ	カ	イ	…																			
189	(題名除く) (空行除く) 14	<u>第101回 解説</u> <u>(第1問 4. 同一生計配偶者の意義)</u> 同一生計配偶者とは、居住…のうち、合計所得金額が 38万円 以下である者をいう。	<u>第101回 解説</u> <u>(第1問 4. 同一生計配偶者の意義)</u> 同一生計配偶者とは、居住…のうち、合計所得金額が 48万円 以下である者をいう。																				
199	(題名除く) (空行除く) 15	<u>第102回 解説(第1問 4. 寡夫の意義)</u> 寡夫とは…でない者のうち、合計所得金額が 基礎控除額 以下の…である者をいう。	<u>第102回 解説(第1問 4. 寡夫の意義)</u> 寡夫とは…でない者のうち、合計所得金額が 48万円 以下の…である者をいう。																				
209	(題名除く) (空行除く) 6	<u>第103回 解説(第1問 2. 勤労学生の意義)</u> 学生等で、…もののうち、合計所得金額が 65万円 以下であり、…を勤労学生という。	<u>第103回 解説(第1問 2. 勤労学生の意義)</u> 学生等で、…もののうち、合計所得金額が 75万円 以下であり、…を勤労学生という。																				
213	(上から) 1~3	<u>第103回 解説(第3問 総合計算問題)</u> (6) 障害者控除(所法79㉔) 居住者に同居を常況とする特別障害者である扶養親族がいる場合(本問では乙の父)には、その居住者の課税標準額からその 特別障害者 1人につき 75万円 を控除する。	<u>第103回 解説(第3問 総合計算問題)</u> (6) 障害者控除(所法79) 居住者に 特別障害者以外の障害者 である扶養親族がいる場合(本問では乙の父)には、その居住者の課税標準額からその 障害者 1人につき 27万円 を控除する。																				